

## 議案第116号

# 大津市旅館業法施行条例の一部を 改正する条例の制定について

### 【改正理由】

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)が公布され、**旅館業法が一部改正**されたことに伴い、**大津市旅館業法施行条例(平成20年条例第48号)**について、**所要の改正を行うもの。**

令和5年9月19日  
健康保険部保健所衛生課

## 改正の概要

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

## 改正の趣旨

### 1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

#### (1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
  - ・ 特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとする。
  - ・ その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとする。

（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

#### (2) 差別防止の更なる徹底等

- ① 旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。
- ② 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるものとする。
- ④ 営業者は、当分の間、（1）②又は③のいずれかで宿泊を拒んだときは、その理由等を記録しておくものとする。 等

### 2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、

クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

- ① 事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。
- ② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。 等

## 施行期日

公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

【旅館業法の改正の趣旨】

1. 旅館業法に基づく事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得を行うことなく、**営業者の地位を継承することが可能**となった。

旅館業法 承継の規定 (旧)		旅館業法 承継の規定 (新)	
		第3条の2	<b>事業譲渡(新規)</b>
第3条の2	合併・分割	<b>第3条の3</b>	合併・分割
第3条の3	相続	<b>第3条の4</b>	相続

2. 旅館業の施設における**感染症のまん延防止対策**、**差別防止の更なる徹底等**を行うための規定が盛り込まれた。

旅館業法 第5条：宿泊拒否事由等の規定 (旧)		旅館業法 第5条：宿泊拒否事由等の規定 (新)	
第5条第1号	伝染性の疾病	第5条 <b>第1項</b> 第1号	<b>特定感染症の患者等 (特定感染症を具体的に規定)</b>
第5条第2号	とばく、その他違法行為又は風紀を乱す行為	第5条 <b>第1項</b> 第2号	とばく、その他違法行為又は風紀を乱す行為
		第5条 <b>第1項</b> 第3号	<b>営業者の負担過重、他の宿泊者に対するサービスの提供を阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返す (新規)</b>
第5条第3号	宿泊施設に余裕がない、その他条例で定める事由	第5条 <b>第1項</b> 第4号	宿泊施設に余裕がない、その他条例で定める事由
		第5条 <b>第2項</b>	<b>営業者に対するみだりな宿泊拒否の禁止、拒否事由の説明 (新規)</b>

## ● 改正の内容

旅館業法の一部改正により、条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行う。

(1) 第2条第1項及び第3項中

「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

(2) 第4条中「法第5条第3号」を「法第5条第1項第4号」に改める。

大津市旅館業法施行条例 第2条第1項及び第3項の表記(旧)	大津市旅館業法施行条例 第2条第1項及び第3項の表記(新)
法第3条の2(合併・分割)第2項 及び 第3条の3(相続)第3項	法第3条の2(事業譲渡)第2項、 第3条の3(合併・分割)第2項 及び 第3条の4(相続)第3項

大津市旅館業法施行条例 宿泊拒否等に係る表記(旧)	大津市旅館業法施行条例 宿泊拒否等に係る表記(新)
法第5条第3号 (宿泊施設に余裕がない、その他条例 で定める事由)	法第5条第1項第4号 (宿泊施設に余裕がない、その他条例 で定める事由)

## ● 施行期日

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

# 議案第116号

## 大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

### (新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(施設の指定等)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5)省略</p>	<p>(施設の指定等)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<b>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</b>において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5)省略</p>
<p>3 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3)省略</p>	<p>3 法第3条第4項(法第3条の2第2項、<b>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</b>において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3)省略</p>
<p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第4条 <b>法第5条第3号</b>の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。</p>	<p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第4条 <b>法第5条第1項第4号</b>の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。</p>